

加賀市医療センター院内清掃業務委託事業者選定プロポーザル募集要項

加賀市医療センターにおける院内清掃業務を行う事業者をプロポーザル方式により選定するため必要な手続き等について定める。

I 業務概要

- 1 業務内容 加賀市医療センターにおける院内清掃業務
(詳細は「加賀市医療センター院内清掃業務仕様書」のとおり)
- 2 契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日

II 優先交渉権者選定の方法

優先交渉権者の選定は、公募型プロポーザル方式とし、公募に応じて本手続により参加表明書を提出した者（以下「参加者」という。）に対し、あらかじめ定められた評価項目に基づいて審査を行い、優先交渉権者及び次点者を選考する。

III 参加資格

本業務を履行する能力を有し、かつ公告日から契約日までにおいて、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
- 3 会社更生法(平成14年法律第154号)第30条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされているなど、契約を履行することが困難と認められる状態となっていないこと。
- 4 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- 5 加賀市暴力団排除条例(平成24年加賀市条例第1号)に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 6 平成28年4月から当該企画提案書等の提出日までの間に、北陸3県(石川、富山、福井)における病床数300床以上の病院(設立主体を問わない。)の院内清掃業務を受託した実績を有すること。
- 7 次に挙げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 市町村税(地方消費税を除く。以下同じ。)
 - イ 本店が所在する都道府県の事業税
 - ウ 消費税及び地方消費税

IV 手続き等

1 プロポーザルの日程（予定）

募集要項等の公表（当院 HP 掲載）	令和 2 年 12 月 4 日（金）
質問書の提出期限	令和 2 年 12 月 11 日（金）午後 4 時まで
募集要項等の質問回答日	令和 2 年 12 月 18 日（金）
参加表明書及び企画提案書提出期限	令和 3 年 1 月 15 日（金）午後 4 時まで
プレゼンテーション審査	令和 3 年 1 月 22 日（金）
選定結果通知	令和 3 年 1 月 26 日（火）

※日程については、当院の都合で変更する場合があります。

2 資料の公開

(1) 資料名

【ホームページにて公開】

- ・加賀市医療センター院内清掃業務委託事業者選定プロポーザル募集要項

【請求があった者に送付】

- ・加賀市医療センター院内清掃業務仕様書
- ・提出書類（様式 1～7）

(2) 資料請求先

加賀市医療センター院内清掃業務仕様書及び、提出書類（様式 1～7）については、電子メールにて請求すること。 請求先メールアドレス：soumu@city.kaga.lg.jp

(3) 公開期間

令和 2 年 12 月 4 日（金）から令和 3 年 1 月 15 日（金）の間に、加賀市医療センターホームページに資料を公開する。

(4) 質問及び回答

募集要項等の内容に質問がある場合は、次により提出すること。

- ア 質問方法 質問書（様式 5）に内容を簡潔に記載し、電子メールの添付ファイルにより提出すること。電話等での口頭による質問は受付けない。
- イ 提出先 加賀市医療センター 総務課
- ウ 提出期限 令和 2 年 12 月 11 日（金）午後 4 時まで
- エ 提出方法 担当者の E メールアドレスから電子メールを送信し、必ず電話にて提出先に着信の確認を行うこと
- オ 回答方法 令和 2 年 12 月 18 日（金）までに資料の請求があった者に電子メールにて通知する。

3 審査書類の提出

参加者は、本要項等を理解したうえで、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ・参加表明書（様式 1）
- ・企業概要書（様式 2）
- ・業務実績証明書（様式 3）
- ・従業員実績調書（様式 6）
- ・提案見積書（様式 7）
- ・納税証明書
- ・登記事項証明書
- ・プレゼンテーション用資料 8 部

(2) プレゼンテーション資料

プレゼンテーション資料は、別添「加賀市医療センター院内清掃業務仕様書」を参照し、以下の項目について A 4 版用紙（様式任意・ページ数の制限は設けない）を使用し提出すること。

ア 受託実績

- 平成 28 年度から当該企画提案書等の提出日までの期間で、北陸 3 県（石川、富山、福井）における病床数 300 床以上の病院（設立主体は問わない。）の院内清掃業務の受託実績。

イ 清掃業務の実施方針

- 院内清掃業務に対する基本的な考え方
- 業務を遂行できる組織体制（指揮命令系統、連絡体制（通常時、非常時）、業務従事者が辞職した時の対応）や管理責任体制
- 業務が適正に履行されていることが管理される体制
- 現場要望やトラブル・クレームへの対応方針
- マニュアルは確立されているか

ウ 清掃業務内容

- スタッフの配置人数・実施体制
- 美観の改善・維持に対する考え方、具体的な取り組み
- 院内感染防止に対する考え方、具体的な取り組み
- 接遇に対する考え方、具体的な取り組み
- 自社の特徴ある取り組みや業務改善提案

エ 人材確保・教育・研修

- 業務責任者の知識、経験、管理能力
- 従業員の研修計画・体制等
- 実務研修内容

オ 緊急事態対策

○災害、事故、不測の事態等が発生した場合の基本的な対応方針

○大規模感染症発生時の対応方針

- (3) 提出期限 令和3年1月15日(金)午後4時まで
- (4) 提出先 加賀市医療センター 総務課
- (5) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後5時までの間とする。郵送の場合は配達記録が残るものとし、提出期間中に必着とする。

4 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式4)を作成し、加賀市医療センター総務課に提出すること。

なお、参加を辞退した者は、これを理由として、以降に不利益な取扱いをうけるものではない。

5 選考方法及び審査

優先交渉権者の選定審査は、加賀市医療センター院内清掃業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を実施する。

(1) 選定方法

提出のあった企画提案書等の書面審査及びプレゼンテーションの審査を実施し、次号の評価項目及び評価基準に基づき、優先交渉権者及び次点者を選定する。

なお、参加事業者が多数の場合には、一次審査として書類審査を行い、評点上位者を二次審査実施対象者として選定し、二次審査においてプレゼンテーションによる審査を実施する。

また、提案者が1者の場合は、審査委員会が設定した最低点に到達した場合において優先交渉権者とする。

(2) 実施日時、場所及び提案時間等

ア 実施日 令和3年1月22日(金)

イ 実施場所 参加資格を有すると認められた者に後日通知する。

ウ 提案時間 20分間

エ 質疑応答 10分間

オ 参加人数 5人以内(うち1名は、委託した場合の実務責任者又は実務担当者とする)

カ 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ当院が準備したプロジェクター(ケーブルによる接続)とスクリーンを利用することができるものとする。

(3) 評価項目

ア 委託料【配点 50 点】

【以下配点合計 50 点】

イ 受託実績

- 平成 28 年度から当該企画提案書等の提出日までの期間で、北陸 3 県（石川、富山、福井）における病床数 300 床以上の病院の院内清掃業務の受託実績を評価

ウ 清掃業務の実施方針

- 院内清掃業務に対する基本的な考え方を評価
- 業務を遂行できる組織体制（指揮命令系統、連絡体制（通常時、非常時）、業務従事者が辞職した時の対応を評価）や管理責任体制を評価
- 業務が適正に履行されていることが管理される体制を評価
- 現場要望やトラブル・クレームへの対応方針を評価
- マニュアルは確立されているかを評価

エ 清掃業務内容

- スタッフの配置人数・実施体制を評価
- 美観の改善・維持に対する考え方、具体的な取り組みを評価
- 院内感染防止に対する考え方、具体的な取り組みを評価
- 接遇に対する考え方、具体的な取り組みを評価
- 自社の特徴ある取り組みや業務改善提案を評価

オ 人材確保・教育・研修

- 業務責任者の知識、経験、管理能力を評価
- 従業員の研修計画・体制等を評価
- 実務研修内容を評価

カ 緊急事態対策

- 災害、事故、不測の事態等が発生した場合の基本的な対応方針を評価
- 大規模感染症発生時の対応方針について評価を評価

(4) 選定結果の通知

令和 3 年 1 月 26 日（火）を目処に、選定結果は提案者全員に書面により通知する。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とします。

- (1) 本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 不正と認められる行為が判明した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載が判明した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為が判明した場合
- (5) 募集要項に定める手続き、方法等を遵守しない場合

(6) 提出書類が期限を過ぎても提出されない場合

V 契約

- (1) 選定された優先交渉権者と別途協議を行い、協議が整った場合は契約を締結する。
- (2) 選定された優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点者と同様の契約手続きを行う。
- (3) 契約内容は仕様書及び提案者に基づき決定するが、協議のうえで仕様書の内容を変更する場合もある。
- (4) 本業務が提案に添って良好に遂行できたと認められた場合に限り、令和4年度以降の業務の委託について優先的に当該事業者と協議する。ただし、令和5年度までの継続とし、各年度の当該業務に係る予算が成立することを条件とする。

VI その他

- (1) プロポーザルに関して用いる言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (2) 公募開始の日から優先交渉権者の選定が終了するまでの間、審査委員会の委員及び当院関係職員に対する営業活動を禁止する。
- (3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は優先交渉権者の選定以外の目的に使用することはない。ただし、提出書類は加賀市情報公開条例（平成17年加賀市条例第16号）に基づき公開する場合もある。
- (6) 提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求められることがある。
- (7) 提出書類の提出後の差替え、変更、再提出及び追加については一切認めない。
- (8) 提案者は、審査委員会の審査結果に対し苦情を申し立てることができない。

VII 書類提出先及び連絡先

〒922-8522 石川県加賀市作見町 36 番地

加賀市医療センター 総務課 渡森、道見、石本

電話番号 0761-72-1188 (代表)

FAX番号 0761-76-5263

電子メール soumu@city.kaga.lg.jp